

上尾中央総合病院を受診された患者さんへ

当院では、下記の適応外使用が承認されました。

この治療の対象となられる患者さんから同意を頂くことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することによって使用します。

本件についてご質問がある場合や、今後の治療に同意できない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、同意できないとの連絡を頂いた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全な医療を提供できないと主治医が判断した場合、再度ご説明させて頂く場合があります。

適応外使用の内容	添付文書で定める用法用量を超えた注射用カリウム製剤
対象患者	低カリウム血症を呈した患者さん
目的	<p>注射用カリウム製剤は添付文書上、「40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/h を超えない速度で投与し、1日投与量が 100mEq を超えないこと」と規定されています。</p> <p>しかし、基礎疾患があり、輸液量の制限が必要で、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する患者さんにおいては、添付文書の希釈濃度よりも濃い濃度で使用する場合があります。</p> <p>当院では、KCL 注 1 筒 (20mEq) を蒸留水 80mL に混合し、合計 100mL に希釈した薬剤を用います。</p>
予想される不利益と対策	<p>高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。</p> <p>使用の際は、輸液ポンプを使用し、1時間以上かけて点滴静注します。</p> <p>使用后 6 時間以内に血中カリウム濃度を測定し、適正な補正がなされていることを確認します。</p> <p>また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。</p>
承認日	2007 年 1 月 10 日 患者安全対策委員会にて承認
お問合せ先	上尾中央総合病院 各診療科医師 電話番号 048-773-1111 (代表)